

【漁業災害補償法の一部を改正する法律案新旧対照条文】

○ 漁業災害補償法（昭和三十九年法律第百五十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業共済団体の組織及び監督 第一節 総則（第四条―第十一条） 第二節 漁業共済組合 第一款 組合員（第十二条―第二十一条） 第二款 管理（第二十二条―第四十三条の二） 第三款 設立（第四十四条―第四十九条） 第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の六） 第三節 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条） 第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七 条の二―第六十七条の八） 第五節 監督（第六十八条―第七十六条） 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業 第一節 通則（第七十七条―第一百三条） 第二節 漁獲共済（第一百四条―第一百三十三の三） 第三節 養殖共済（第百十四条―第百二十五条）	目次 第一章 総則（第一条―第三条） 第二章 漁業共済団体の組織及び監督 第一節 総則（第四条―第十一条） 第二節 漁業共済組合 第一款 組合員（第十二条―第二十一条） 第二款 管理（第二十二条―第四十三条） 第三款 設立（第四十四条―第四十九条） 第四款 解散及び清算（第五十条―第六十一条の六） 第三節 漁業共済組合連合会（第六十二条―第六十七条） 第四節 漁業共済組合連合会と漁業共済組合との合併（第六十七 条の二―第六十七の八） 第五節 監督（第六十八―第七十六） 第三章 漁業共済組合の漁業共済事業 第一節 通則（第七十七―第一百三） 第二節 漁獲共済（第一百四―第一百三十三の三） 第三節 養殖共済（第百十四―第百二十五）

第四節 特定養殖共済（第二百二十五条の二―第二百二十五条の十二）

第五節 漁業施設共済（第二百二十六条―第三百三十七条）

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

第一節 漁業再共済事業（第三百三十八条―第四百四十七条）

第二節 漁業共済事業（第四百四十七条の二）

第五章 政府の漁業共済保険事業（第四百四十七条の三―第四百九十四条）

第六章 国の助成等（第四百九十五条―第四百九十六条の二）

第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第四百九十六条の三―第四百九十六条の十一）

第六章の三 雑則（第四百九十六条の十二―第四百九十六条の二十一）

第七章 罰則（第四百九十七条―第二百一条）

附則

（地区）

第七条 漁業共済組合（以下「組合」という。）の地区は、一又は二以上の都道府県の区域による。

2
（略）

（総代会）

第四十三条の二 組合は、農林水産省令で定めるところにより、定款

第四節 特定養殖共済（第二百二十五条の二―第二百二十五条の十二）

第五節 漁業施設共済（第二百二十六条―第三百三十七条）

第四章 漁業共済組合連合会の漁業再共済事業及び漁業共済事業

第一節 漁業再共済事業（第三百三十八条―第四百四十七条）

第二節 漁業共済事業（第四百四十七条の二）

第五章 政府の漁業共済保険事業（第四百四十七条の三―第四百九十四条）

第六章 国の助成等（第四百九十五条―第四百九十六条の二）

第六章の二 独立行政法人農林漁業信用基金の漁業災害補償関係業務（第四百九十六条の三―第四百九十六条の十一）

第六章の三 雑則（第四百九十六条の十二―第四百九十六条の二十一）

第七章 罰則（第四百九十七条―第二百一条）

附則

（地区）

第七条 漁業共済組合（以下「組合」という。）の地区は、一の都道府県の区域（特別の事由により農林水産大臣の承認を受けた場合には、その承認に係る二以上の都道府県の区域）による。

2
（略）

をもつて、総会に代わるべき総代会を設けることができる。

- 2 総会に関する規定（第五十条第一項（第一号に係る部分に限る。）及び第二項の規定を除く。）は、総代会について準用する。

（共済目的及び共済事故）

第百十五条 （略）

- 2 （略）

- 3 前項の規定にかかわらず、第一項の政令で定める養殖水産動植物であつて、前項の共済事故のうち疾病による死亡について第百二十二条第二項に規定する基準共済掛金率を定めるとすれば妥当でないものとなると認められる養殖業の種類に係る政令で定める養殖水産動植物については、疾病による死亡を共済事故としない。

（共済事故としない旨の申出）

第百十八条の二 養殖共済の被共済資格者は、その者が営む養殖業に係る養殖水産動植物が第百十五条第一項の政令で定める養殖水産動植物であつて、同条第三項の政令で定めるもの以外のものであるときは、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、同条第二項の共済事故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

- 2 （略）

（共済目的及び共済事故）

第百十五条 （略）

- 2 （略）

（共済事故としない旨の申出）

第百十八条の二 養殖共済の被共済資格者は、その者が営む養殖業に係る養殖水産動植物の管理の条件又は方法が当該養殖水産動植物の疾病の予防を適正に行うに足りるものとして農林水産省令で定める基準に適合するときは、共済目的の種類ごとに、農林水産省令で定めるところにより、組合に対し、第百十五条第二項の共済事故のうち疾病による死亡を共済事故としない旨の申出をすることができる。

- 2 （略）

(共済責任期間)

第百十九条 (略)

〔削る。〕

(共済金の支払に関する特約)

第百三十六条の二 政令で定める養殖施設又は漁具を共済目的とする漁業施設共済であつて、前二条の規定により共済金を支払うものとされる場合に該当する場合における共済金の支払に関し農林水産省令で定める要件に該当する特約がある共済契約に係るものの共済金は、これらの規定にかかわらず、当該共済契約の特約において共済金を支払うべきこととされた場合に該当する場合に支払うものとし、その金額は、当該共済契約の特約に従い算定した金額とする。

(継続申込特約)

第百三十六条の三 (略)

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契

(共済責任期間)

第百十九条 (略)

2 第百十四条第三号に掲げる養殖業に属する養殖業に係る養殖共済についての共済責任期間は、単位漁場区域ごとに単一となるように定めなければならない。

(継続申込特約)

第百三十六条の二 (略)

2 前項の継続申込特約は、その締結される共済契約(以下この条において「当初契約」という。)に係る共済責任期間の終了日の翌日以降農林水産大臣が定める期間内に共済責任期間の開始日が到来することとなる漁業施設共済に係る共済契約で当初契約に係る養殖施設又は漁具と養殖施設又は漁具が同一であるもの(以下この条において「継続契約」という。)のすべてについて、それぞれの継続契

約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第三百三十一条第一項の割合並びに前三条に規定する共済金の支払われる場合及びその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3・4 (略)

(再共済掛金の払戻し)

第四百四十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項若しくは第三百十三條の二第七項（第二百二十四條の二第五項、第二百二十五條の十二第五項及び第三百三十六條の三第四項において準用する場合を含む。）の規定又は第二百二條において準用する商法第六百四十三條の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(保険料の払戻し)

第四百四十七条の七 連合会は、再共済契約につき第四百四十二条の規定により再共済掛金の払戻しをしなければならなくとき又は共済契約につき第四百四十七条の二第二項において準用する第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項若しくは第三百十三條の二第七項（第二百二十四條の二第五項、第二百二十五條の十二第五項及び第

約に係る第八十条第一項の申込期間内に組合に申込書を提出することなく、第三百三十一条第一項の割合並びに第三百三十五条及び前条に規定する共済金の支払われる場合並びにその共済金の金額の算定の方法が当初契約と同一であるものとして、それぞれ、当該申込期間の終了日に第八十条第一項の締結の申込みがあつたものとする特約とする。

3・4 (略)

(再共済掛金の払戻し)

第四百四十二条 会員は、第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項若しくは第三百十三條の二第七項（第二百二十四條の二第五項、第二百二十五條の十二第五項及び第三百三十六條の二第四項において準用する場合を含む。）の規定又は第二百二條において準用する商法第六百四十三條の規定により共済掛金の払戻しをしなければならないときは、農林水産省令で定めるところにより、連合会に対し、再共済掛金の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

(保険料の払戻し)

第四百四十七条の七 連合会は、再共済契約につき第四百四十二条の規定により再共済掛金の払戻しをしなければならなくとき又は共済契約につき第四百四十七条の二第二項において準用する第九十条第二項、第九十一条第四項、第九十二条第二項若しくは第三百十三條の二第七項（第二百二十四條の二第五項、第二百二十五條の十二第五項及び第

三十六条の三第四項において準用する場合を含む。）の規定若しくは第四百七条の二第二項において準用する第二百二条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払戻しをしなければならぬときは、農林水産省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

第百九十七条 （略）

2 漁業共済団体又は受託者の代表者又は代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。

三十六条の二第四項において準用する場合を含む。）の規定若しくは第四百七条の二第二項において準用する第二百二条において準用する商法第六百四十三条の規定により共済掛金の払戻しをしなければならぬときは、農林水産省令で定めるところにより、政府に対し、保険料の全部又は一部の払戻しを請求することができる。

第百九十七条 （略）

2 漁業共済団体の役員若しくは受託者の代表者又は漁業共済団体若しくは受託者の代理人、使用人その他の従業者がその漁業共済団体の業務又は受託者の受託した事務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その漁業共済団体又は受託者に対しても同項の刑を科する。